

日 時：令和7年3月26日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、  
小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、  
香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

冒頭、藤原委員長につきまして、御本人から辞職願が提出されまして、3月21日付けで退任されたことを御報告いたします。

なお、後任の委員長につきましては、個人情報の保護に関する法律第134条第3項の規定に基づき、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することとなります。それまでの間は、同法第138条第2項に規定する委員長を代理する者に委員会の会務を総理していただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、全委員が御出席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、大島委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○大島委員長代理 それでは、ただいまから、第319回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は五つです。

議題1 「「個人情報保護政策に関する懇談会」の開催について（案）」、事務局から説明をお願いします。

○佐々木総務課長 議題1につきまして、資料1に基づきまして御説明をさせていただきます。

いわゆる3年ごと見直しのこれまでの議論の過程で、今後の議論のための三つのチャンネルが示されておりましたが、その三つ目として、「より包括的なテーマや個人情報政策全般」については、「透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討」とされており、本日、議題にさせていただいております懇談会につきましては、それを具体化したものでございます。

名称は「個人情報保護政策に関する懇談会」ということですが、まず開催趣旨でございますが、読み上げさせていただきますと、「個人情報の保護及びその利活用のバランスの在り方は国民各層にとって重要な課題であり、その重要性は以前にも増して高まっている。そのようなバランスの在り方を考え、時代に即した個人情報保護制度の運用や見直し等を行うに当たっては、委員会として、デジタル社会の進展やAIの急速な普及を始めとした技術革新、技術の社会実装に関する動向、国内外における個人情報の保

護・利活用に関する動向等についての的確に把握していく必要がある。

このため、広く各界の有識者やステークホルダーと透明性のある形で継続的に意見を交換し、併せて個人情報保護政策に関し相互理解を促進することにより、実情に即した、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資する。」ということでございまして、当懇談会の位置付けとしましては、例えば昨年 of 検討会のように比較的短期に制度化等を図りたいテーマを設定して、それについての意見集約を計画的に行っていくというものではございませんで、もう少し大きくくりなテーマについて大所高所からの御意見を頂いたり、あるいは当委員会にとって未知の知見や新たな知見を頂いたりする場にしていきたいと考えております。

2番目として、「想定されるテーマ」でございますけれども、「個人情報保護政策全般について」ということで書いてございますが、これは本年1月22日の第312回の委員会に諮られました、3年ごと見直しに係る検討の今後の検討の進め方の資料に記載されておりました、「今後に向けて考慮していくべき点」に挙げられているようなテーマ、つまり「個人・消費者と事業者との信頼（トラスト）の醸成・向上」であるとか、あるいは「民間の自主的取組へのインセンティブ」等を一応イメージしてございますけれども、これに限られるものではございません。

それから、2点目として「個人情報保護・利活用に関する技術の動向」でございますけれども、これは法律の執行や制度の見直しに影響するサイバー攻撃や情報セキュリティ対策の実情、あるいはプライバシー保護技術の動向等のテーマを想定してございますけれども、専門性の高い分野でもございますので、有識者の会員等からのプレゼンということも考えていきたいと考えております。

その他、当委員会の業務の柱でございます監視・監督活動の在り方、あるいは国際連携の強化等についても、懇談会開催時点での主要な関心も踏まえてテーマ設定をしていきたいと考えております。

それから、次に3の「会員」でございますけれども、有識者、法曹、経済団体、消費者団体、地方公共団体を挙げております。人選の基本的な考え方といたしましては、開催趣旨のところでも申し上げましたけれども、当懇談会の位置付けというのは何か意見集約を計画的に行っていくような会合ではございませんので、組織等の立場で御発言頂くというよりは、何らかの学識、あるいは実務経験等を属人的にお持ちであって、各テーマにつき一家言あると思われる方々をお願いしたいと考えてございます。

それから、4番目の「スケジュール」でございますけれども、来月、顔合わせ的に準備会合を開催いたしまして、それ以降は基本的に毎年度2回程度開催していければと考えております。

最後に、資料の取扱いでございますけれども、本資料につきましては、本日、御承認をいただけましたら、これを公表していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○大島委員長代理 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見を申し上げます。よろしいでしょうか。

皆様から特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「令和7年度個人情報保護委員会活動方針（案）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 「令和7年度個人情報保護委員会活動方針（案）」について御説明いたします。

資料2-1が概要資料、資料2-2が本体資料となっております。本日は資料2-1に沿って御説明いたしますが、適宜資料2-2の関係部分を御覧ください。

資料の1ページ目を御覧ください。冒頭に記載しておりますとおり、令和7年度個人情報保護委員会活動方針は、委員会が個人情報保護制度の司令塔として、個人情報保護制度に係る政策の総合調整や監視・監督の役割を適切に果たすことにより、個人の権利利益を保護し、ひいては国民の安心・安全が確保されるよう、委員会が取り組むべき活動について整理するとともに、国民から信頼される委員会を目指して、当該活動の方向性を広く国民に示すため、定めるものになります。

次に、令和7年度における委員会の取組の基本的な考え方について御説明いたします。個人情報保護法関係については、個人情報の保護に関する国際的動向や情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等も踏まえ、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しについての検討を含めた個人情報等に関する国の政策の企画立案を進めます。

また、個人情報等の適正な取扱いを確保するため、国内外の事業者に対して適切かつ効果的・効率的な監督を行うとともに、行政機関等に対し積極的な調査を行い、効果的・効率的な監視を行います。さらに、事業者及び行政機関等に対し、安全管理措置等に関する周知広報に積極的に取り組んでまいります。

マイナンバー法関係については、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、適切かつ効果的・効率的な監視・監督を行うほか、必要に応じてガイドライン等を改正し、周知広報に積極的に取り組んでまいります。

国際協力については、個人情報保護及びプライバシーの分野における信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の推進及び具体化のため、令和7年度も引き続き、排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重し、

かつ、事業者のニーズを勘案しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指します。

資料の2ページ目を御覧ください。次に、令和7年度における具体的な取組を御説明いたします。

個人情報保護法関係の具体的な取組については、令和2年改正法の附則に基づくいわゆる3年ごと見直しにおきましては、1月に再整理した制度的論点について引き続き関係者との対話を重ねながら検討を進めるとともに、「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催し、個人情報保護政策全般等についての検討に資する関連の技術や実務の動向、様々な課題等の把握に努めてまいります。

また、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、各主体に対する助言や照会への回答、実務に即した研修の実施等を通じ、幅広い支援を行います。

監視・監督活動については、漏えい等事案の報告や総合的な案内所に寄せられる情報等に対して、調査・分析の上、必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限を行使するほか、権限を行使した事案については個別事案の概要等を四半期ごとに公表するとともに、特に公表の必要性が認められる事案については詳細の公表も行います。また、関係省庁等との間で個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会を四半期ごとに開催します。

行政機関等に対しては、計画的な実地調査等を行うほか、施行状況調査を実施し、その概要を公表いたします。これらの調査を踏まえて、必要な場合には、指導・助言、勧告等を行います。

個人情報等の利活用としては、個人情報等の適正な利活用方法について積極的に情報発信し、個人の権利利益の保護の要請と事業者における個人情報等の利活用の要請の両立を図ります。

続いて、マイナンバー法関係の具体的な取組については、不断の監視等により発覚した事案等に対して、調査・分析の上、必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限を行使します。また、行政機関の長等の全項目評価書の審査及び承認を行うほか、独自利用事務の情報連携の活用促進のための様々な方策を講じます。

次に、国際協力に関する取組については、より具体的な内容として資料2-2の別添「個人情報保護委員会の国際戦略」を作成しておりますので、それを基に御説明いたします。13ページを御覧ください。近年、個人情報を含むデータの安全かつ円滑な越境流通の重要性が更に増していることを踏まえ、本年4月以降に委員会が中心となって進める国際的な取組を明確化し、今年度の国際戦略としています。この国際戦略は、3本の柱とそれを支える人材育成により構成されています。

柱の一つ目は、「個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築」です。DFFTの推進及び具体化のため、事業者が個人情報を安全かつ円滑に越境移転することを支援し、そのニーズ等に応じて複数の選択肢から最適な越境移転スキームを選ぶことができる国際環境の構築を推進します。具体的には、我が国と実質的に同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有する関係各国及び地域との相互の円滑な個人データ

移転枠組みである相互認証の枠組みの更なる発展、国際的な企業認証制度の普及促進、グローバルなモデル契約条項の導入及び無制限なガバメントアクセス等の個人情報保護を取り巻くリスクへの対応の4点を優先的に推進してまいります。

柱の二つ目は、「関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び構築」です。多国間及び地域間の枠組みにおける協力関係においては、G7ラウンドテーブルで得られた成果を他の国際会議において展開し、共通の視点を広げるほか、民間団体主催の会合にも積極的に参加し、関係各国との議論や情報交換を実施します。

また、2国間及び多国間の協力関係においては、個別の執行事案について、必要な時に必要な協力が確実に得られるよう、関係機関等との協力関係の更なる強化に取り組むとともに、英国とのMOCを意義ある先例と位置付け、関係各国及び地域との新たなMOCの締結、アジア太平洋地域を優先対象とした個別具体的な協力を行います。

柱の三つ目は、「国際動向の把握と情報発信」です。関係各国及び地域の関係機関や専門家とのネットワークの構築及び発展を目指すほか、技術革新及び社会的課題等に関する情報、または問題意識について情報交換を図り、我が国の政策立案にいかしていきます。

収集した情報は、国境を越えて活動する事業者が利活用できるよう広く対外発信するとともに、委員会における取組についても、ホームページなどを用いて国際的な情報発信に努めてまいります。

最後に、国際戦略の三つの柱に沿った取組の実施に向け、「国際業務体制の基盤強化及び国際業務に従事する職員の人材育成」に取り組みます。具体的には、人員の確保や海外への職員派遣を進めるほか、国際会議等においてプレゼンテーション力や議論をリードできるファシリテーション力等の強化のため、人材育成にも取り組んでまいります。

国際戦略に関する説明は以上となります。

こちらの国際戦略も、委員会活動方針と併せてお諮りし、御決定いただきたいと考えております。

最後に、共通事項に関する具体的な取組につきまして、国民からの相談、苦情等への対応としましては、個人情報、特定個人情報等の取扱いに関する相談に適切に対応するとともに、把握した情報の委員会活動への活用を促進してまいります。

広報・啓発活動としましては、多様なメディアを活用し、幅広い主体に対して情報発信を行うほか、行政機関等に対して個人情報の適正な取扱いのための研修等を実施いたします。

また、専門的な外部研修への派遣や資格取得支援等により多様な人材の育成を図るほか、専担の人員を配置し、DXを推進してまいります。

本活動方針案につきまして御決定していただければ、委員会ホームページにて公表させていただきたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見を申し上げます。

藤本委員、お願いします。

○藤本委員 御説明ありがとうございました。

内容についての御質問やコメントではないのですが、資料の個人情報保護関係の記述等にありました、周知広報は非常に重要だと考えております。やはりよく知っていただいで対応していただくなり、適切な行動を取っていただくということが非常に重要だと考えております。既に取組として始めておられることではあるのですが、事業者さんや行政機関の方々との相互コミュニケーションに、さらに積極的に取り組んでいただければと思います。以上です。

○大島委員長代理 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私から一言申し上げさせていただきたいと思います。令和7年度は、いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討として、制度的な論点については引き続き関係者との対話を重ねながら検討を進めていくほか、「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催し、実情に即した、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資する関連の技術や実務の動向、様々な課題等の把握に努めてまいりたいと思います。

また、これに加えて、漏えい等事案や不適切な取扱事案などに対しての調査・分析や必要な指導・助言等を行う監視・監督活動、関係各国及び地域との協力関係の強化、構築等を継続的に実施するなど、様々な活動を行ってまいりたいと思います。

令和7年度においても、委員会が個人情報保護制度の司令塔としての役割を果たせるよう、活動方針に沿ってしっかりと進めてまいりたいと思います。

以上です。

ほかになければ、修正の御意見がないということで、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ（税務署提出用）作成事務）の全項目評価書（端末機の更改等に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 今般、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から、「簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ作成事務」の全項目評価書が提出されました。

特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・

妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

まず、資料3-1に基づき、評価書の概要を説明させていただきます。

今般の変更内容として、4ページ目の「(別添1)事務の内容」における「【I. 個人番号を特定個人情報ファイルに登録する事務】」のうち、「1. かんぽ生命支店等及び郵便局」で使用される端末機として、かんぽPCとポスタルタブレットPCが追加されることが記載されています。

この端末機の更改等に伴い、特定個人情報の入手・使用、保管・消去に関し、新たなリスク対策が講じられることとなります。なお、特定個人情報の提供・移転が発生しない点については、従来から変更ございません。

今回、評価書に追記される主なリスク対策は、従業員による不正や人為的ミスによる漏えい等に対するリスク対策です。29ページ目の、技術的対策に係る「【入手経路による保管状況】」のうち「1. かんぽ生命支店等及び郵便局」の箇所のポツ9個目で、ポスタルタブレットPC及びかんぽPCについては、ログオン時またはシャットダウン時に端末機内のローカルデータが自動削除される機能があり、また、かんぽPCについては、シャットダウン未実施によるローカルデータ残留対策として、一定期間端末機を操作しなかった場合には自動でシャットダウンされる機能があることが記載されています。

また、ポツ10個目では、ポスタルタブレットPC及びかんぽPCについては、新たなセキュリティフレームワークを導入することで、セキュリティ機能の強化を図っていることが記載されています。

評価書の概要説明は以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料3-2に基づき、事務局による精査結果の概要を説明させていただきます。

まず、1ページから4ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から、5ページから12ページまでの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、13ページを御覧ください。「主な考慮事項(細目)」の74番では、個人番号を入手する端末機の更改等に伴い、従業員による不正や人為的ミスによる漏えい等のリスクが生じることが想定されることから、ポスタルタブレットPC及びかんぽPCに講ずるリスク対策について、先の資料で御説明した内容等が記載されており、いずれも「問題は認められない」としております。

続きまして、14ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載しており、いずれも特段の問題は認められないものと考えられることを記載しております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。今回の再実施は、特定個人情報を取り扱う事務用の端末機の更改等に伴うものです。

この点につきまして、新たに導入されることとなるポスタルタブレットPC及びかんぼPCは、特定個人情報のインターネットへの流出を防止するための措置として、従前から利用している端末機においても講じているリスク対策に加えて、端末機の盗難・紛失時における対策として、ポスタルタブレットPC及びかんぼPCは、ログオン時またはシャットダウン時に端末機内のローカルデータが自動削除されるなど、評価書に記載している内容について確実に実行する必要があること、(3)として、特定個人情報の管理を徹底するため、組織面・運用面から適切な体制を整えること、また、(5)として、(1)から(4)として記載している事項については、不断の見直し・検討を行うことに加えて、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合には、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に対して、承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見をお願いします。

清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

端末機の更改等に伴い新しいリスク対策を講ずるということで、こちらに関する審査結果案につきましては異論ございません。これで結構かと思えます。

1点、委託先の管理・監督についてということで、意見を申し上げたいと思えます。

今回の保護評価の実施主体、略して「郵政管理・支援機構」と申させていただきますけれども、こちらの委託先に当たりますかんぼ生命社、それから再委託先である日本郵便社では、いずれの拠点においても、今後端末機が段階的に更改されることに伴って、一つの拠点で新旧の端末機が併用して特定個人情報を取り扱われることも想定されると理解しております。その場合、新旧の事務フローが併存することとなって、それぞれにおいて講じられるリスク対策も異なることとなります。

したがいまして、端末機の更改が行われる過渡期におきましては、各端末を用いる事務フローに対応した適切なリスク対策が確実に講じられるよう注意を払う必要があると考えます。

保護評価の実施主体である郵政管理・支援機構におかれましては、過渡期において、必

要とされる評価書に記載のリスク対策が確実に実行されるよう、適切に委託先を管理・監督していただきたいと考えます。

以上です。

○大島委員長代理 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正の意見もございませんので、原案のとおり評価書を承認したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定します。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題4「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 独自利用事務の情報連携に係る届出について、御説明いたします。

資料4の大項目1「独自利用事務の情報連携とは」を御覧ください。独自利用事務とは、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例を制定することで地方公共団体が個人番号を利用できる事務をいいます。

また、番号法第19条第9号に基づき、独自利用事務のうち、委員会規則第2条各項で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、他の行政機関等に特定個人情報の提供を求める情報連携を行うことが可能とされております。

この独自利用事務の情報連携に係る届出について、委員会規則で定める要件を満たすものとして、現在1,447団体、12,464件の届出を委員会ウェブサイトで公表しております。

続いて、大項目2「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。このたび、地方公共団体から提出されました、令和7年10月から開始される情報連携に係る届出について、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。その結果、254団体から、新規の届出が578件、利用特定個人情報の追加等を行う変更の届出が261件、事務の廃止等を行う中止の届出が43件の計882件の届出がございました。当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき、内閣総理大臣へ通知したいと考えております。

なお、今回の届出に係る内閣総理大臣通知後の届出の総数については、届出団体数が1,475団体、届出件数が12,999件となります。

御説明は以上でございます。

○大島委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見を申し上げます。

清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

独自利用事務の情報連携は、導入自治体へのアンケート調査によれば、団体側に制度開始時に条例制定や届出書の作成など一定の負担は生じるものの、予算措置が不要で、かつ、住民サービスと行政効率の向上に役立っていることがうかがわれ、是非積極的に利活用を推進していただきたいと考えています。

当委員会の担当部署には、これまでも未活用団体への訪問など、積極的に活用を推進していただいておりますけれども、自治体内の制度所管課だけではなく、導入のメリットが生じることが見込まれる事務の担当部署への広報・周知が有効と考えられます。また、既に導入している団体からのフィードバックを入手し、それらを分析することも有用と考えられます。

これらを含めた利活用推進のための具体的な活動方針を策定していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○大島委員長代理 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

修正の御意見がないようですので、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、内閣総理大臣に通知したいと思えますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は退席願います。

(監督関係者以外退席)

○大島委員長代理 議題5「監視・監督について」、事務局から説明をお願いします。

(内容について非公表)

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。